

せいそう 労働者 速報

2018年11月16日
No. 1133
東京清掃労働組合
企画・総務局

実力行使を背景に最後の最後まで闘おう

○ 11.16 区長会座り込み要請行動に 125 名が参加



2018賃金確定闘争は最終局面を迎えています。この間、4度の団体交渉、3回の専門委員会交渉で我われの切実な要求や現場の実態を訴えてきましたが、区長会は何一つ踏み込んだ回答を示さないばかりか、自らの提案を強行しようとしています。区長会は21日（水）を最終交渉日として妥結を求めています。そのためには、我われの要求に誠意をもって応える以外に解決の道はありません。我われは、協議期間にとらわれることなく、22日（木）始業時から1時間の実力行使を背景に納得のいく解決を目指します。組合員の総力を結集して最後の最後まで闘い抜きましょう。

この日の区長会総会での要請は、我われがこの間訴え続けてきた、「本年の人事委員会勧告を実施しないこと」を再度訴えました。今回の勧告は、人事委員会が行政系人事・給与制度を見直した影響を踏まえた公民比較方法を行うべきで



あったにもかかわらず、これを怠ったこと。勧告が実施されれば、特別区職員とその家族の生活に非常に大きな影響を与えること。今年4月の退職手当の見直しに続けて退職手当の大幅な引下げが強要され、退職後の生活設計への影響が計り知れないことなどを、改めて訴えてきました。さらに、年齢による昇給抑制や技能主任職の任用資格基準等も訴えてきました。



区長会会長からは、「本年の勧告は非常に厳しいものと言いながら、勧告制度や行政系人事・給与制度の改正主旨、特別区の置かれた厳しい状況、国や他団体、民間の動向も勘案して、区民の理解と納得が得られるよう、慎重に検討を重ねて

いる。」という、この間となんら変わらない答弁を繰り返すばかりでした。また、業務職給料表については、「依然として高い水準にあるとの私どもの認識に変わりはない。技能主任職の任用資格基準については、昨年度に解決したものと認識している。」と私たちの要求に何一つ具体的な答弁をしませんでした。

区長会の理不尽な対応に屈せず、我われの思いを再度区長会にぶつけ、圧倒的な組織力で勧告を実施させない決断を迫り、諸要求を実現させるため、全組合員のもてるすべての力を結集し、団結して最後の最後まで闘い抜きましょう。

2018年11月16日

区長各位

東京清掃労働組合

中央執行委員長 染 裕



要 請

日頃から特別区政発展と職員の処遇改善のためにご尽力されている貴職に敬意を表します。

本日は、私ども東京清掃労組からの要請に貴重な時間を割いていただいたことに感謝を申し上げ、2018年度の賃金等の改定に係り要請をさせていただきます。

清掃事業は、行政だけで解決できる課題ではなく、区民との「協働」によって解決の糸口を見出し得る自治の課題そのものであり、区民からより身近な施策の確立が求められています。私どもは現在も、戸別収集、時間帯収集、高齢者訪問収集、安否確認、救急救命技能資格の取得、資源回収品目の細分化、リサイクルセンターの運営など、清掃事業の付加価値を高める取組みを行っています。

日本は、65歳以上の高齢者が総人口の28%を超える「超高齢社会」を迎えました。超高齢社会に対応した廃棄物行政のあり方も益々問われることとなります。現場の第一線で働く私どもが区民と行政との接点となり、日常業務の中で地域や区民に関する情報を入手し、区民ニーズに応えるための施策に繋げていかなければなりません。

私ども東京清掃労組は、自治研活動を通じて区民や区議会議員の皆様との幅広い議論を深め、区民に信頼される良質な公共サービスとしての清掃事業の確立を目指しています。多くの区民から、日頃の職務に対する感謝の言葉と、ごみの減量やリサイクル、清掃工場の安全で

安定的な稼働に向けた職員の取組みに対する期待の声をいただいています。私どもは、このような区民の声をしっかりと受け止め、さらに活動の輪を広げ、特別区の清掃事業を発展させていく決意です。

以上を踏まえて、今賃金確定交渉における課題について訴えさせていただきます。

はじめに、給与改定についてであります。

本年の人事委員会勧告は、勧告史上最悪の引下げとなりました。その原因は、人事委員会が行政系人事・給与制度を見直した影響を踏まえた公民比較を行うべきであったにもかかわらず、これを怠ったことにあります。特別区職員とその家族の生活に非常に大きな影響を及ぼす許しがたい勧告であります。中には、住宅ローンの返済や子どもの教育費の捻出などに加え、年老いた親を抱えて苦しい生活を余儀なくされている職員もいます。また、今年4月の退職手当の見直しと合わせて、さらなる大幅な賃金の引下げが強要されることとなり、退職後の生活設計への影響は計り知れません。職務・職責が高まっているにもかかわらず、賃金が抑制されるばかりでは、職員のモチベーションが低下し、良質な公共サービスを区民に提供することが困難になります。全ての職員が、自信、誇り、やりがいを持って職務に邁進できる職場環境を整えるため、本年の人事委員会勧告を実施しないことを求めるとともに、行政系職員と比べても低く抑えられている技能・業務系職員の賃金水準の改善を求めます。

次に、年齢による昇給抑制の見直しについてであります。

総務省による指摘や人事委員会による「人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見」を基に年齢による昇給時の号給抑制が言及されておりますが、貴職の国や人事委員会の考え方に追従する姿勢は、特別区の自主性・主体性を欠いたものであると言わざるを得ません。

職員が長い在職期間に身に付けてきた貴重な知識、経験、ノウハウを活かすためにも、年齢による昇給抑制制度の廃止を求めます。

次に、技能・業務系人事制度についてであります。

これまで私どもは、現行の技能主任職の任用資格基準が1級職歴16年以上となっていることについて、あまりにも長い期間を要することの改善を求めてまいりました。また、このことに関連して、退職手当の調整額ポイントの評価期間が退職年度を含む退職前20年度間とされていることから、40歳台後半で初めて昇任機会が生ずる職員も少なくなく、全ての評価期間を満たせない多くの職員がいることを申し上げてきました。職員の意欲・能力を向上させる制度に改めるためにも、技能主任職の任用資格基準の緩和を求めます。

最後に、雇用と年金の接続についてであります。

高齢期の雇用問題は、雇用と年金を確実に接続することで職員の生活を保障することが本来の趣旨であります。現行の再任用職員の賃金水準が、年金の一部支給を前提としている以上、現行を上回る賃金水準としなければ、年金無支給期間の生活保障とはなりません。

定年延長を前提とする新たな高齢期雇用制度を視野に入れた、特別区の実情を踏まえた再任用職員の賃金水準の早期改善を求めます。

要請の時間が限られ、その他の課題について説明できないことは、残念であります。詳細については専門委員会交渉等で私どもの考えを伝えてありますので、是非お聞きいただきたいと思います。

速やかに、解決への具体的な方策を示していただくよう求めます。私からは以上です。

平成30年11月16日

清掃労組の区長会要請に対する会長発言骨子

ただいま、皆さんから、要請をいただきました。この内容は、直ちに、交渉委員に伝えます。

10月22日にいただいた皆さんの要求については、現在、統一交渉の場で精力的に協議しているところではありますが、私から、本年の主な交渉課題の検討状況について、申し上げます。

まず、本年の人事委員会勧告の取扱いについてです。本年の勧告は、非常に厳しいものとの私どもの受止めに変わりはありませんが、勧告制度や行政系人事・給与制度の改正趣旨、特別区の置かれた厳しい諸状況、更には、職務に精励する職員の適正な給与・勤務条件の確保とい

った観点を踏まえるとともに、国や他団体、民間の動向も勘案して、区民の理解と納得が得られるよう、区政全般の観点から、今なお、慎重に検討を重ねているところであります。

次に、業務職給料表については、依然として高い水準にあるとの私どもの認識に変わりはありませんが、昨年度の交渉結果はもとより、本年の人事委員会勧告の内容やその取扱いを踏まえ、慎重に検討を重ねているところであります。

次に、技能主任職の任用資格基準については、皆さんから、早急に緩和を求める要求をいただいておりますが、私どもは、任用制度に関する喫緊の課題は、昨年度に解決したものと認識しております。今後、新たな課題が認められるときには、適切な検討を行ってまいりたいと考えております。

最後に、私どもは、今後も皆さんと誠意をもって、精力的に協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは、以上です。